

北海道自転車利活用推進計画（素案）概要版

～誰もが安全・快適で楽しく自転車を利用できる『感動！自転車北海道』～

はじめに ～ 北海道自転車利活用推進計画について ～

1 策定趣旨

- 社会環境の変化に伴い、自転車の果たす役割は、環境負荷の低減や健康増進、観光振興、災害時の活用など、大きく広がってきている
- 国においても、平成29年5月に「自転車活用推進法」を施行、自転車の活用の促進に向けた取組が加速
- 道では、自転車の活用及び安全な利用の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成30年4月1日に「北海道自転車条例」を施行
- 本計画を「自転車活用推進法」第10条の規定に基づき、都道府県自転車活用推進計画として策定し、「北海道自転車条例」が掲げる理念の実現に向け、幅広い分野にわたる自転車関連施策を一体的に推進

2 推進期間

策定時から2020年度まで（国の自転車活用推進計画期間に準ずる）

I 現状

1 自転車を取り巻く環境

- 日常生活での利用交通手段では、自家用車の移動が大半を占め、自転車を利用した移動は1割程度
- 健康志向や環境意識の高まりなど、最近の社会環境の変化を受け、利用目的が多様化の傾向
- 全交通事故件数に占める自転車関連事故の構成比は約20%前後と横ばい傾向。また、近年、自転車事故をめぐる損害賠償も高額化
- 安全で快適な自転車利用環境の創出のため、歩行者と分離された自転車通行空間の整備を推進
- 地域活性化の新たな取組として、各地でサイクルツーリズムの取組が展開

【今後に向けての課題】

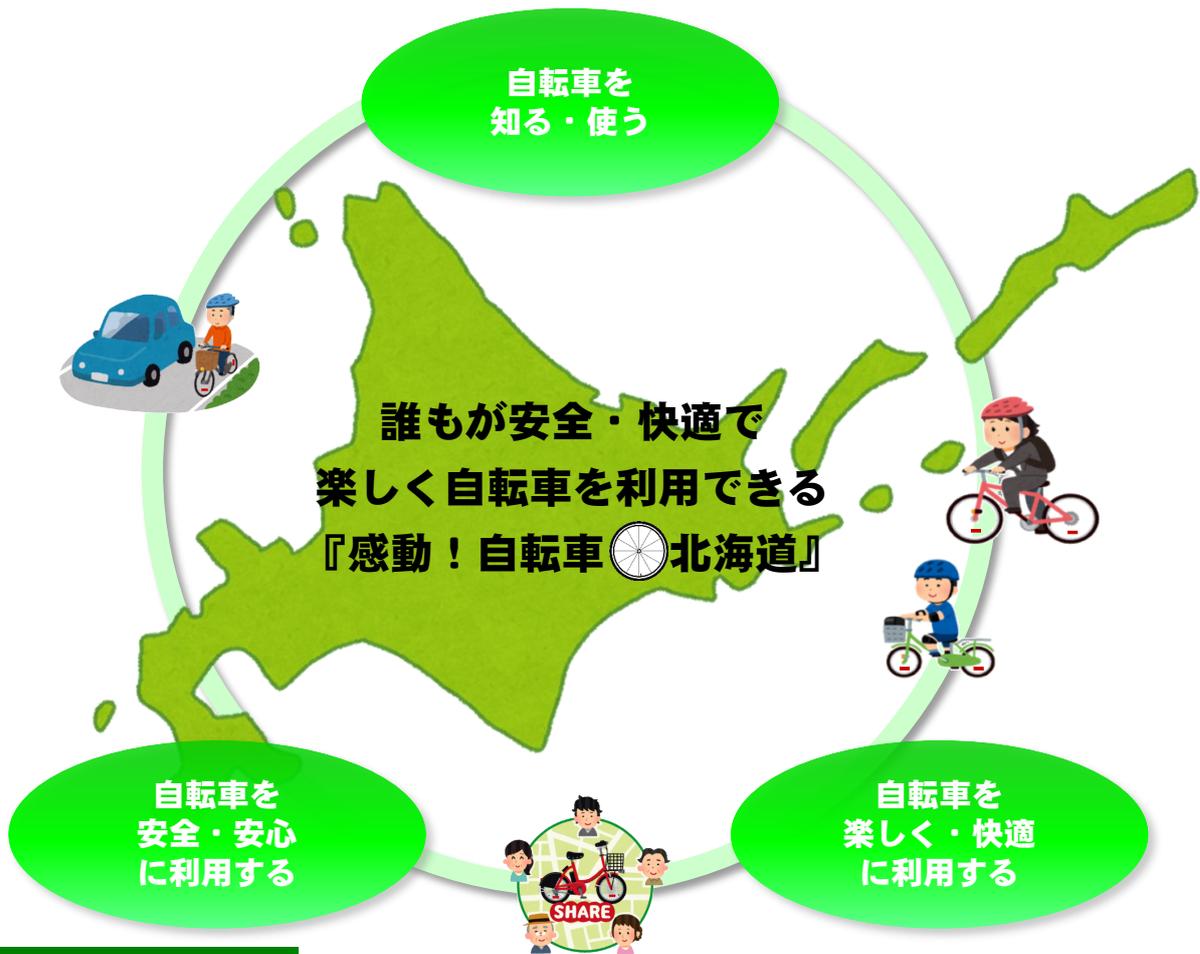
- 自転車の利用拡大を図っていくためには、自転車が持つ幅広い効果やメリットの理解促進が必要
- 自転車の安全利用を進めていくためには、「自転車は車両である」との認識を共有し、道路を利用する全ての人々が、お互いの立場を思いやることのできる走行環境づくりを進めるとともに、歩行者と分離された自転車通行空間の効果的・効率的な整備が必要
- また、自転車利用者等の自転車損害賠償保険等の加入の必要性の理解や加入促進を図ることが必要
- サイクルツーリズムの推進のためには、その魅力の発信やサイクリストをサポートする様々な取組が必要

2 本道における取組

自転車の活用及び安全な利用に関する施策の総合的な推進のため、平成30年4月に「北海道自転車条例」を施行し、自転車の持つ幅広い利点やメリットを生かした利用促進が図られるよう、条例の普及啓発や交通安全教室の実施、自転車の利用促進のためのイベントの開催、海外からのサイクリストの誘客に向けたプロモーションなど、様々な取組を展開

II 展開方向

1 北海道のめざす姿



2 3つの視点と展開方向

感動！自転車
◎北海道

自転車を
知る・使う

【展開方向Ⅰ】

自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

① 自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進

② 自転車利用環境の整備の推進

自転車を
安全・安心に
利用する

【展開方向Ⅱ】

自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築

① 交通安全教育の推進

② 自転車損害賠償保険等への加入促進

③ 災害時における自転車の活用

④ 自転車利用環境の整備の推進（再掲）

自転車を
楽しく・快適
に利用する

【展開方向Ⅲ】

サイクルツーリズムの推進

① 国内外のサイクリストの誘客

② 北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出

③ 自転車利用環境の整備の推進（再掲）

【展開方向Ⅰ】 自転車の魅力を生かした多様なサイクルスタイルの実現

自転車を正しく「知り」、安全で快適な環境で「使う」ことにより、
多くの道民が楽しく自転車を利用できる北海道を実現



自転車利用促進に関する普及啓発・活用の推進

区分	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車が持つ幅広いメリットや効果等、自転車に対する正しい知識の啓発 ・日常生活における身近な交通手段としての更なる利用促進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用を促進する企業、自治体、大学、団体等の連携強化 ・自転車の利用促進に向けたイベント、フォーラム等の開催 ・タンDEM自転車の公道走行に関する検討



自転車利用環境の整備の推進

区分	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者、自転車利用者、自動車等運転者の相互理解の促進 ・新たな自転車利用者の拡大に向けた、安全に安心して利用できる身近な通行空間の整備
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車と自動車の相互理解の促進に向けたキャンペーンの実施 ・自転車専用道路等の整備促進 ・自転車通行空間の整備状況や駐輪場の位置などを整備したマップの作成

【展開方向Ⅱ】 自転車を安全で安心に利用することのできる環境の構築

交通ルールとマナーを守り、自転車を「安全」に利用し、
道路を利用する全ての人々が「安心」して自転車を利用できる北海道を実現



交通安全教育の推進

区分	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に関する交通ルールやマナーの理解促進 ・自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」であるとの認識の共有
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室の開催などによる交通安全教育の推進 ・自転車の安全利用に向けたフォーラム、イベントの実施 ・外国人旅行者等、海外からの利用者へのルール、マナーの普及啓発



自転車損害賠償保険等への加入促進

区分	内容
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道自転車条例の規定（自転車貸付業者等は、損害賠償保険加入が義務等）の理解促進 ・自転車損害賠償保険等の加入促進
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車損害賠償保険等の加入の必要性に関する普及啓発 ・損害保険協会等との連携強化の検討



災害時における自転車の活用

区分	内容
課題	・災害時における移動手手段の確保という観点からの自転車活用の可能性に関する検討
主な取組	・国の検討状況や他自治体における活用等を踏まえた災害時における自転車の利活用に向けたあり方等の検討



自転車利用環境の整備の推進（再掲）

区分	内容
課題	・自転車対歩行者の事故の防止 ・自転車と歩行者を分離した走行環境の整備
主な取組	・自転車専用道路等の整備促進（再掲） ・道路標識の設置や適切な路面表示（矢羽根型）など、自転車利用環境の整備 ・路肩への路上駐車の取締強化など安全な自転車通行空間の確保

楽しく
快適

【展開方向Ⅲ】 サイクルツーリズムの推進

国内はもとより、海外からも多くのサイクリストが、「楽しく」「快適」にサイクリングすることができる北海道を実現



国内外のサイクリストの誘客、北海道の特性を生かしたサイクリング環境の創出

区分	内容
課題	・本道を訪れるサイクリスト等に係るデータの収集・分析 ・自治体、関係機関、民間事業者等との連携促進
主な取組	・サイクリング環境の向上に向けたサイクリストの嗜好やニーズ等の把握、分析 ・国や地域など、市場ニーズ・ターゲットに応じた戦略的なプロモーションの展開 ・サイクリングガイドなどサイクルツーリズム推進を担う人材の育成・確保の検討



自転車利用環境の整備の推進（再掲）

区分	内容
課題	・観光客に魅力的なサイクリングルートの整備・磨き上げ ・国内外への情報発信の強化
主な取組	・国が検討しているナショナルサイクルーティンを見据えた広域的なサイクリングルートの検討・整備 ・案内標識や路面表示（矢羽根型）など安全・安心で快適な満足度の高いサイクリング環境づくりの推進 ・サイクリングルートやレンタサイクルなど、利用ニーズを踏まえた情報発信

Ⅲ 施策の推進

1 施策推進の考え方

各部横断的に自転車関連施策を効果的かつ効率的に推進

2 施策の推進管理

P D C A サイクルに基づく「目標管理型行政運営システム」等を活用し、年度ごとに自転車関連施策の推進状況を取りまとめ